

令和6年4月23日
子ども育成課長

個人情報を含む書類の誤送付について

1. 概要

児童扶養手当資格喪失届及びひとり親医療費受給資格喪失届の記入用紙を対象者Aに郵送する際、職員が当該用紙に記入例等を記載したところ、誤ってAとは別の対象者Bの氏名等を記載したことが判明したものです。

2. 経過

令和6年4月19日（金）、児童扶養手当資格喪失届及びひとり親家庭医療費受給資格喪失届の記入用紙を対象者Aに郵送しました。当該書類の作成にあたっては、手続きが円滑に進むよう、職員が記入すべき事項等の一部について下書きなどを行い、記入例を示す場合がありますが、本件では、児童扶養手当資格喪失届については氏名及び証書番号、ひとり親医療費受給資格喪失届については氏名及び子どもの人数の情報を記して郵送しました。

4月22日（月）午後3時頃、郵送した対象者Aから電話連絡があり、内容を確認したところ、記載した内容がAとは別の対象者Bのものであることが判明しました。

3. 対応

4月22日（月）午後5時頃、対象者Aに電話連絡して謝罪するとともに、4月23日（火）午前10時にAの自宅を訪問し、改めて経過説明及び謝罪を行うとともに誤った書類を回収して新しい書類をお渡ししました。

また、対象者Bに対しても、4月22日（月）に電話連絡を行い、午後6時頃、経過の説明と謝罪を行いました。

4. 再発防止

一般的な記入例を別紙で同封するとともに、氏名等の個人情報は記載しないよう徹底します。

5. お詫び

関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。このような事態を重く受け止め、市民の皆様の信頼を一日も早く回復するよう努めてまいります。

問い合わせ先
高槻市子ども未来部子ども育成課
TEL：072-674-7773